



▲梅雨の中休み暑さにも負けずボールを追う元気な中央小サッカー部員 (6月26日写す)

“つなぎあう手と手で非行のない社会”

7月1日～31日
社会を明るくする運動

最近における青少年の非行は、その数に於いて年々増加するとともにその内容はますます多様化、悪質化する傾向にあり、まことに憂慮すべき状態であります。これら青少年の非行を防止し健全な育成をはかるとともに、又、不幸にして犯罪や非行に陥つた者の改善、更生につとめることは、関係諸機関、諸団体はもとより、これは、われわれ地域住民すべてに課せられた問題であり、責務であると、言わなければなりません。

このような趣旨のもとに、法務省と県が主催して、七月一日から七月三十一日までの一カ月間を「社会を明るくする運動月間」として、「青少年の非行防止の地域活動推進」を目標に強力な運動を展開することにしております。

そこで、具体的な運動内容としては、次の三つのことを取り上げ運動をすすめていくことになりました。

◎一日一度は、親と子で今日の出来ごとを話し合う

◎おたがいに相手の話をよく聞いて励まし合う仲間をつくらう

◎隣りから隣りへ助け合う心の輪を広げよう

この運動は、地域住民の皆様の一ひとりひとりのご理解と、ご協力がなければとつていその成果をあげることは出来ません、「つなぎあう手と手で非行のない社会」これは今年の運動の標語ですが、明日をになう青少年の非行防止と健全育成のために皆様方の積極的なお力添えを切にお願いたします。

徳地町
徳地分区分保護司会
主唱・徳地町更生保護婦人会
徳地町社会福祉協議会

町財政状況の公表

昭和五十年年度五月末現在の町の財政状況を公表します。町では、財政状況を公表し、町民の皆様様に町財政の実態を、ご理解いただくため、毎年五月と十一月の二回公表を行っているものであります。

今回は、昭和五十年年度決算の状況を報告申し上げ、町政に対するご理解をいただくと共に今後いっそうのご協力をお願い申し上げます。

昭和五十一年五月三十一日

徳地町長 長 嶺 政 男

はじめに

昭和四十八年秋の石油危機を契機として、総需要抑制策の下におかれた地方財政は深刻な経済不況の影響を受けて悪化の一途をたどり昭和五十年年度においては最悪の状況といわれる程になりました。

私は、この厳しい状況下にあつて住民各位の期待にこたえるため住民福祉の充実を基調とした、ため細い予算の配分に配慮をいたし昭和五十年年度において各会計とも財源の確保を図りながら一般会計十八億七千三百七十万円、国民健康保険特別会計事業勘定、二億七千九百六十三万四千円同じく直診勘定、一千八百一十一万三千円、住宅資金特別会計、四千六百八十三万六千円、交通災害共済特別会計、

五百十七万円、同和福祉援護特別会計、七十七万七千円の予算を編成し各事業の計画執行にあたりました。

歳入面におきましては、各事業の特定財源である国、県の支出金町債等もおおむね予定どおりの収入となり、また、一般財源としての町税、地方交付税等も当初の見積りを若干満たさないものもありましたが、国、県に対する財政援助の強力な要請と歳出面における経費の節減等自らの努力を重ねて高率の予算執行をはかってまいりました結果、一部を繰越事業とした外、年度末においては、ほぼ計画どおり執行を終りました。

本町の決算の見込みにつきましては、最近報道されておりますように赤字決算の続出する地方公共

団体の中にあつて一時は赤字決算の危険も懸念されましたが、町職会をはじめ住民各位の積極的なご協力によりまして本年度決算は各会計とも健全財政とはいえないまでも黒字決算となる見込みとなりました。

このような行財政環境の下において私は町政執行の責任者として一層の奮起をいたし各位とともに住みよい町、健康で明るい町の建設のために将来に向けて邁進いたす覚悟を新たにここに昭和五十年年度の財政状況を公表いたします次第であります。

1 普通会計

決算状況および財政諸指数

昭和五十年年度普通会計の歳入総額は、十九億六千七百六十六万四千円、歳出総額十九億二千八百八万三千円、差引いわゆる形式収支は三千九百八万一千円の黒字となりました。この形式収支から昭和五十一年度へ繰越した明許費の財源二十六万一千円を控除した実質収支は三千八百三十二万円の黒字であります。これは、前年度の実質収支三千七十八万六千円を含んだものでありますので本年度のみについでみれば、かろうじて八百三十四万四千円（単年度収支）の黒字決算となりました。

歳出の主なもの、道路橋梁の整備事業費（土木費）一八、七％、農林業の振興、基盤の整備、治山

治水事業の促進を中心とする農林水産業費一八、三％、住民生活の安定に直結する民生衛生費一三、七％、災害復旧費一三、六％、教育の振興と施設の充実を図るための教育費一一、八％、また、これら事業の財源となる主なものは地方交付税三四、四％、国、県支出金三〇、六％、町債一三、五％、町税七、八％、諸収入五、五％等でありました。普通会計の目的別及び性質別の決算状況等については表Iを参照下さい。

④Iこの財政概要は、全国市町村のあらゆる財政統計、財政分析に使用するため自治省の行った「昭和五十年年度地方財政状況調査作

普通会計決算状況及び財政諸指数

(単位 千円)

区 分	昭和49年度	昭和50年度	区 分	指数等
1 歳 入 総 額(A)	2,474,552	1,967,164	基準財政需要額	733,449
2 歳 出 総 額(B)	2,442,972	1,928,083	基準財政収入額	144,352
3 歳入歳出差引額(C)	31,580	39,081	標準財政規模	782,846
4 翌年度へ繰り越すべき財源(D)	794	261	財政力指数	0.20%
5 実質収支(C)-(D) (E)	30,786	38,820	実質収支比率	5.0%
6 単 年 度 収 支(F)	28,126	8,034	公債費比率	8.6%
7 積 立 金(G)	134	133	横立金現在高	1,549
8 繰 上 償 還 金(H)	-	-	地方債現在高	1,283,94
9 積立金とりくずし額(I)	-	-	収益事業収入額	-
10 実質単年度収支(J)	28,260	8,167	債務負担為額	186,802

成要領」により調査した「昭和五十年年度決算状況」に基づき作成しました。

①一般会計のほか、国民健康保険特別会計を除く各特別会計を統計しました。

いわゆる普通会計について調査したものであるため後日発表します。決算書の数値と一致しない場合があります。

八徳地町の場合
普通会計に属するもの……一般会計及び同和住宅資金貸付事業、交通共済、同和福祉援護資金の各特別会計

2 国民健康保険

特別会計

(1) 事業勘定につきましては、歳出総額(見込)二億六千六百六十九万四千円(約九一%)を国民健康保険加入者の療養費の給付に充てています。なお、この財源としては国の支出金六二、六%、保険税三三、七%、その他となっております。一般会計同様、国民健康保険財政も厳しい財政運営を要求されつつも被保険者各位の負担をなるべく軽減し充実した給付を実施するため国の財政援助に多大な期待をかけているところであり、受益者たる被保険者の皆さんの応分の負担をされることも、これらの制度の原則でありますのでこの点も充分ご理解をお願いします。

この事業勘定の決算見込みは、歳入において予算額の九六、三%を収入し歳出において九三、六%の執行となり、約七百六十万円の黒字決算となる見込みであります。

(2) 国保直診事業(診療所の運営)につきましては、例年事業勘定や一般会計から赤字補てんを行ってまいりますが本年度もやはり三百九十二万四千円の赤字補てんを必要としました。このことは人件費や診療所の維持費等支出に要する費用がかさみ診療収入がこれを充足する額に達しないために起る結果でありまして今後診療所の経営につきましては皆様とともに検討を要するもの一つであると反省しております。

第1表

歳入歳出決算の状況

(1) 歳入決算額

区 分	歳 入		構成比 %	経常一般財源⑧ 千円	⑧の構成費 %
	決 算 額 千円	構成比 %			
地 方 税	152,771	7.8	152,771	19.1	
地 方 譲 与 税	14,374	0.7	14,374	1.8	
娯 楽 交 付 金	—	—	—	—	
軽 油 ・ 自 動 車 交 付 金	30,457	1.5	30,457	3.8	
地 方 交 付 税	676,207	34.4	594,544	74.4	
普 通 税	594,544	30.2	594,544	74.4	
特 別 税	81,663	4.2	—	—	
小 計	873,809	44.4	792,146	99.1	
交 通 安 全 対 策 金	1,084	0.1	1,084	0.1	
分 担 金 ・ 交 付 金 ・ 負 担 金	15,401	0.8	—	—	
使 用 料	19,824	1.0	—	—	
手 数 料	2,519	0.1	885	0.1	
国 庫 支 出 金	271,603	13.8	—	—	
国 有 提 供 交 付 金 (特別区調整交付金)	—	—	—	—	
都 道 府 県 支 出 金	330,230	16.8	—	—	
財 産 取 入 金	48,041	2.4	445	0.1	
寄 附 金	302	—	—	—	
繰 入 金	—	—	—	—	
繰 越 金	31,580	1.6	—	—	
諸 取 入 金	107,471	5.5	4,790	0.6	
地 方 債	265,300	13.5	—	—	
合 計	1,967,164	100.0	799,350	100.0	

(2) 歳出決算額

(イ) 目的別

区 分	歳 出		
	決 算 額 千円	構成比 %	税 等 千円
議 会 費	32,630	1.7	32,630
総 務 費	276,461	14.3	257,734
民 生 費	221,470	11.5	78,530
衛 生 費	41,755	2.2	35,450
労 働 費	—	—	—
農 林 水 産 業 費	353,072	18.3	99,550
商 工 費	7,275	0.4	6,751
土 木 費	360,650	18.7	77,832
消 防 費	20,766	1.1	14,860
教 育 費	227,367	11.8	186,414
災 害 復 旧 費	262,067	13.6	3,519
公 債 費	122,230	6.3	117,805
諸 支 出 金	2,340	0.1	2,340
前 年 度 繰 上 充 用 金	—	—	—
特 別 区 調 整 納 付 金	—	—	—
合 計	1,928,083	100.0	913,415

見込)につきましては表2表を参照下さい。

3 財産の状況

町有財産の状況につきましては、昨年度に比べて特記すべき異動もありませんが保育所用地の取得、改良住宅の建設、公民館の建設等一部の行政財産について増となっておりますが、その他詳細につきましては決算の上お知らせいたします。

4 町債の状況

さきに述べましたとおり建設事業等を推進する上で大きな財源は国、県の補助金であります。不足の部分については町税等をもってその財源とすることが建前であり、しかし乏しい一般財源をもつてする事業の計画は住民各位の期待に遠く及ばない程度のものでありますので多様化する行政需要に因應するためには、将来に及ぼす影響を考慮しながら町債(長期の借入)によって財源の不足を補う

5 一時借入金について

本年会計経理は現金の収支のバランスを計りながら運営されていくものであります。資金繰りの

のが通例となっております。本町の町債現在高は表3表のとおり年度末現在で十二億八千三百九十四万一千円となっております。この中には国が元利償還金について、その七〇%、八〇%を補給する。辺地整備債、過疎対策債、災害復旧事業債、同和対策債等をはじめ立木の売却代金の中から償還する公有林整備債等将来町財政の負担が一部ですむような良質の町債が大部分を占めていますので、行政水準の向上を図る各種事業の推進には、有利な融資制度である

農業委員会役員が

きまりました

- 会長 清水 昭二
- 農政部長 田中 正弘
- 農地部会長 藤原 末治
- 会長職務代理者 吉富 政
- (アイウエオ順・敬称略)

六月九日改選後初の総会が行われ次のとおり役員がきまりました。

関係上この原則はしばしば崩れることがあります。町の予算執行にあってもこれら資金繰りの必要から予算において一時借入金の限度額を一億八千万円と定められていますが本年度内の一時借入金の額の状況は表4表のとおりであり、いづれも返済を終っています。

才2表

国民健康保険特別会計決算状況(見込)

(1) 事業勘定

(歳入)

(単位 千円)

区 分	予算額	決算額	見込	構成比
1 国民健康保険税	90,922	90,854		33.7%
2 使用料及手数料	10	24		-
3 国庫支出金	179,608	168,565		62.6
4 県支出金	416	1,178		0.4
5 財産収入	1	-		-
6 繰入金	1	-		-
7 繰越金	7,146	7,146		2.7
8 諸収入	1,530	1,538		0.6
合 計	279,634	269,305		100.0

(歳出)

(単位 千円)

区 分	予算額	決算額	見込	構成比
1 総務費	15,348	14,852		5.7%
2 保険給付費	235,954	240,015		91.7
3 保健施設費	5,118	4,899		1.9
4 諸支出金	1,933	1,928		0.7
5 子備費	3,281	-		-
合 計	279,634	261,694		100.0

(2) 直診勘定

(歳入)

(単位 千円)

区 分	予算額	決算額	見込	構成比
1 診療収入	12,964	12,605		74.9%
2 使用料及手数料	30	11		0.1
3 繰入金	4,800	3,924		23.3
4 繰越金	284	284		1.6
5 諸収入	35	13		0.1
合 計	18,113	16,837		100.0

(歳出)

(単位 千円)

区 分	予算額	決算額	見込	構成比
1 総務費	13,722	13,366		79.4%
2 医業費	4,060	3,468		20.6
3 子備費	331	-		-
合 計	18,113	16,834		100.0

(ロ) 性質別

区 分	性質	決算額	構成費	税 等	経常一般財源	経常収支比率
人 件 費		556,547	28.9%	511,865	494,689	61.9%
うち職員給		422,253	21.9%	387,153	378,708	47.4%
扶助費		100,254	5.2%	19,481	19,224	2.4%
公債費		122,220	6.3%	117,795	103,750	13.0%
内訳	元利償還金	118,218	6.1%	113,793	99,748	12.5%
	一時借入金利息	4,002	0.2%	4,002	4,002	0.5%
小 計		779,021	40.4%	649,141	617,663	77.3%
物件費		137,955	7.2%	105,960	93,129	11.7%
維持補修費		17,271	0.9%	16,153	16,153	2.0%
補助費等		101,183	5.2%	71,657	46,223	5.8%
積立金		133	-	-	-	-
投資及び出資金貸付金		50,038	2.6%	4,438	-	-
繰出金		2,663	0.1%	842	-	-
前年度繰上充用金		-	-	-	-	-
投資の経費		839,819	43.6%	65,224	-	-
うち人件費		6,058	0.3%	621	-	-
普通建設事業費		577,752	30.0%	61,705	-	-
内訳	補助	303,589	15.8%	13,780	-	-
	単独	274,163	14.7%	47,925	-	-
	災害復旧事業費	262,067	13.6%	3,519	-	-
	失業対策事業費	-	-	-	-	-
合 計		1,928,083	100.0%	913,415	773,168千円	913,415

才3表 町債の状況 (単位 千円)

区 分	昭和49年度末現在高	昭和50年度発行額	昭和50年度償還額	差引現在高
1 一般公共事業債	14,205	-	1,546	12,659
2 一般単独事業債	74,830	15,400	12,457	77,773
3 公営住宅建設事業債	98,700	25,500	1,000	123,200
4 義務教育施設整備事業債	73,914	-	6,577	67,337
5 辺地対策事業債	145,276	31,500	15,368	161,408
6 災害復旧債	94,134	20,100	9,492	104,742
(1) 単独災害復旧事業債	22,995	4,100	3,678	23,417
(2) 補助災害復旧事業債	71,139	16,000	5,814	81,325
7 市町村民税臨時減税補てん債	235	-	205	30
8 過疎対策事業債	251,924	97,100	3,159	345,865
9 同和対策事業債	105,083	44,200	1,004	148,279
10 都道府県貸付金	27,664	4,500	2,916	29,248
11 公有林整備事業債	186,400	27,000	-	213,400
合 計	1,072,365	265,300	53,724	1,283,941

才4表 一時借入金の状況 (単位 千円)

区 分	50年												51年			
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
借入額	-	60,000	-	-	-	40,000	-	-	80,000	30,000	-	180,000	-			
返済額	-	-	60,000	-	-	40,000	-	-	-	-	-	110,000	180,000			
残高	-	60,000	-	-	-	-	-	-	80,000	110,000	110,000	180,000	-			

七月は所得税の予定納税の月です。納税額は六月中に税務署から通知されます。これを七月一日から三十一日までに納めていただくわけです。

税務署が通知する才一期分の納税額は、予定納税基準額の三分の一に当たる金額です。この基準額というものは、昨年の所得をもとにして計算したものです。ところで今年六月三十日現在の状況で、今年一年間の所得を見積もって計算した税額が次のような事情のため昨年より少なくなるときは、七月十五日までに税務署へ減額承認の申請をしてください。

① 休廃業、転失業した場合など
 ② 風水害、火災などの災害や盗難、横領によって財産に損害を受けたとき
 ③ 医療費がたくさんかかったとき
 ④ 結婚や出生などによって扶養親族が増えたとき
 ⑤ 景気変動などで業況不振となった場合など

なお、予定納税基準額が五万円より少ないかたは、予定納税をしなくてもよいことになっております。ところで、納税に当たっては、預金口座から自動的に支払われる振替納税制度の利用が、手数料もかからず便利です。ご利用なさりたい方は、金融機関か税務署でご相談のうえ手続きをしてください。

税務署ニュース
所得税
第一期分の納税は
七月三十一日まで

農地の統制小作料が

引き上げられました。

徳地町農業委員会

農林省は時和42年以来据置となっていた小作料を本年4月10日引き上げを決定しました。

昭和45年10月1日農地法が改正されそれ以後の契約については農業委員会が定めた標準小作料が適用されていますが昭和45年10月1日以前に契約されている小作地については統制小作料が適用され小作料の額については農林省で定めることになっています。

統制小作料は農地法の附則に毎年経済事情等を勘案して検討を加え、その結果必要があるときは変更するとされていますが、昭和45年に農地法が改正された後も42年の水準のまま据え置かれ順次改定して「標準小作料」との均衡を保つことが長い間の課題となっていました。この課題がようやく9年ぶりに果たされたわけであります。

今回の改定は従来に比べて2割の引上げとなっていますが農地の等級別小作料の最高額は次の表のとおりです。

なお、昭和55年10月以降は小作料の統制はすべて廃止され標準小作料に移行することになっています。

改定された統制小作料

(10アール当り)

農地等級	田		畑	
	改定後	改定前	改定後	改定前
1 級	6,826 ^円	5,688 ^円	2,604 ^円	2,170 ^円
2 級	6,533	5,444	2,488	2,073
3 級	6,245	5,204	2,368	1,973
4 級	5,952	4,960	2,250	1,875
5 級	5,664	4,720	2,134	1,778
6 級	5,371	4,476	2,016	1,680
7 級	5,083	4,236	1,896	1,580
8 級	4,790	3,992	1,780	1,483
9 級	4,502	3,752	1,662	1,385
10 級	4,210	3,508	1,542	1,285
11 級	3,922	3,268	1,426	1,188
12 級	3,629	3,024	1,308	1,090
13 級	3,341	2,784	1,188	990
14 級	3,048	2,540	1,072	893
15 級	2,760	2,300	954	795

毎月20日を「暴力追放の日」ときめる

6月11日山口市において、山口県暴力追放県民大会が、開催され出席者全員次の趣旨のもとに「毎月20日」を「暴力追放の日」ときめ県民総力をあげて積極的に暴力追放に協力することになりました。

◎趣旨 県民一人一人が暴力団による暴力行為の県民生活に与える影響に強い関心を寄せ、日常生活をおびやかす暴力行為を排除する意識が習慣化する気運を高め、県民総意の結集のもとに暴力行為の根絶、暴力団の壊滅を図るため「暴力追放の日」を創設する。

国民年金だより

20歳になったら 国民年金に 加入しなければなりません

わが国では20歳になったらその日から成人として多くの権利が得られ、同時に義務も課せられます。国民年金に加入することもそのひとつです。

若い人は、老後は遠い将来のことと考へがちですが、老後の設計は青年期から始めておかなければなりません。

国民年金は、国が責任をもって行った年金制度で、としをとった場合や、不幸にして障害者になったり、一家の働き手を亡くされた場合などに、年金を支払って生活の

安定をはかることを目的とした制度です。

国民年金には、20歳から59歳までの日本国民で、①会社や官公庁に勤めて厚生年金保険や各種共済組合に加入している人 ②その配偶者、③他の年金制度から年金を受けている人や、受ける資格のある人、④その配偶者、⑤昼間部の大学生、などを除くすべての人が加入することになっています。ただし、②、③、④、⑤の人は希望によって加入できることになっています。

町民の皆さん

献血にご協力を

日赤の採血車が次の日程で来町しますのでご協力をお願いします。

◎七月二十日(火)
○午前十時三十分から

場所 佐波高等学校
○午後一時から
三時まで
場所 町役場

離婚後も婚姻中の氏(姓)を 名のることができません

このほど、民法等の一部を改正する法律が成立し、六月十五日から施行されました。これによると婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後三カ月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。

内(本年三月十五日以降)に離婚した人で既に婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができます。くわしくは町役場町民課または各支所でおたづねください。

保健婦だより

国民健康保険のしくみ

へそのこ

昨年一年間に、国保の被保険者一人が使った医療費は五万七千余円で、国保が一年間に、お医者さんに支払った額は二億二千三百万円です。この二億二千三百万円については、皆さんが日頃納めておられる保険税と、国からの補助でまかなわれているのです。さて、今年四月一日より、また医療費が値上げされました。今日は、その値上げされたものの一つで、時間外加算、休日加算、深夜加算について、お話ししましょう。



皆さんにかかり、注射をしてもらった場合。
料金は、注射代と初診料七〇〇円と、休日加算一、五〇〇円を合計したものととなり、このうち三割が自己負担、残りの七割が国保負担となります。
薬がなくなつたので、午後七時頃、家族が薬だけもらいに行った場合
料金は、薬代と再診料四三〇円と時間外加算四〇〇円を合計したものととなり、このうち三割が自己負担で、残り七割を国保で払うことになります。

このように、時間外、休日、深夜受診は、お医者さんにとっても、迷惑であるばかりでなく、高い加算料金がつき、医療費もバカにできません。突然はげしい症状におそわれたとか、大ケガをしたとかという場合は別にしてふつうの病気の場合、少し注意を払ってあげれば、このような受診は十分避けられることです。

○時間外加算
初診では、いままでの三〇〇〇円が五〇〇〇円に
再診では、いままでの三〇〇〇円が四〇〇〇円に
○休日加算
初診では、いままでの一、〇〇〇円が一、五〇〇円に
再診では、いままでの一、〇〇〇円が一、二〇〇円に
○深夜加算
初診、再診ともに、いままでの一、五〇〇円が一、〇〇〇円に

（例）
一日曜日に、突発的は腹痛でお医

ま、高い加算料金がつき、医療費もバカにできません。突然はげしい症状におそわれたとか、大ケガをしたとかという場合は別にしてふつうの病気の場合、少し注意を払ってあげれば、このような受診は十分避けられることです。

善意銀行

二万円
大字串字遠内二区の高橋徳勇さんから、ご尊父、故三郎さんの香典返しの一部として
一万円
大字八坂字三谷川の河村勝治さんから、奥様、故君子さんの香典返しの一部として
二千元
大字伊賀地字船津下の木村茂次君（堀中二年生）より拾得金

巡回診療のお知らせ

簡易保険福祉事業団では、簡易保険の加入者の皆様の健康を守るため、次の日程で広島簡易保険診療所からレントゲン車を派遣し、健康相談と診療を行います。
どなたでも気軽においで下さい
なお、胃部X線撮影を希望の方は実施日の3日前までにそれぞれの郵便局に申込んで下さい。
○7月22日 柚野地区

移動保健所 開設

昭和51年度
町では、次のとおり移動保健所を開設しますので、柚野地区のみなさん多数受診されることを希望します。
○日時 7月29日（木）
午前10時～午後3時まで
○場所 柚木小学校
○実施内容

- （1）一般健康診断
- （2）栄養指導
- （3）飲料水検査（井戸）
- （4）各種相談
ア、健康相談（乳幼児、成人病、精算衛生等）
イ、環境衛生 ウ、食品衛生

の再交付分を寄付
一万円
大字引谷字川口下の木村芳男さんから、ご母堂、故イソさんの香典返しの一部として
一万円
大字引谷字戸跡の村田十六夜さんから、ご母堂、故田戸千代子さんの香典返しの一部として

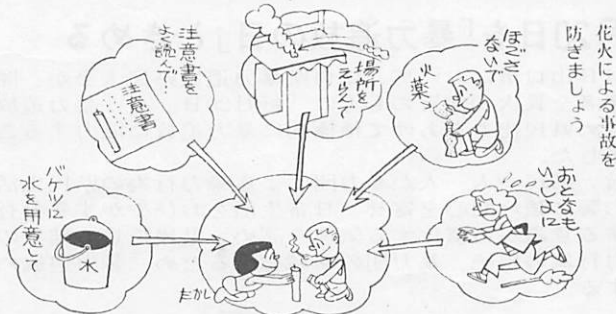
以上ありがとうございました。
社会福祉事業のため役だたせていただきます。

場所

○7月23日 大原郵便局
場所 島地地区
島地公民館
○診療時間はいづれも
午前9時から午後3時まで
但し胸部レントゲン撮影は午後1時から午後2時30分まで
○取扱内容
1主として胃、胸部レントゲン検査
2 診療および投薬
○料金 無料
○利用対象 簡易保険被保険者

- ア、血圧測定 イ、血液比重
- ウ、検尿 エ、検便（寄生虫）
- オ、聴打診（寄生虫）
- カ、心電図（血圧測定の結果必要と認めらるるもの）

シーズンです



七月の税金

固定資産税 一期
国民健康保険税 一期
納期限は、七月三十一日です。
早めに納付しましょう。

